

和歌山県監査公表第3号

平成24年3月30日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月8日

和歌山県監査委員 保田 栄一
 和歌山県監査委員 足立 聖子
 和歌山県監査委員 山本 茂博
 和歌山県監査委員 平木 哲朗

- 1 包括外部監査の特定事件
 試験研究機関の財務事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果（指摘事項）	措置の内容
<p>第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括</p> <p>【3】収入事務について</p> <p>2. 領収証書の管理について【農林水産センター、工業技術センター】（P39 指摘①）</p> <p>収入の対価として現金を受領した際には、利用者に領収証書を発行するが、書き損じ等で未使用となったものについても、使用した領収証書の控えと同様に、保存することが規定されている。</p> <p>書き損じ等で未使用となった領収証書について、暖地園芸センターでは廃棄されており、また養鶏研究所、工業技術センターでは廃棄せずに別途保管しているが連番での保管ではないため網羅性の判断が容易でない状況にある。</p> <p>現金収受に伴う事故を未然に防止するために、書き損じ等により未使用となった領収証書についても保存し、また、未使用となったものを含めた全ての領収証書（控え）が保存されていることを確認できるよう、発行済み領収書の控えとともにファイリングを行い、連番管理を行う必要がある。</p> <p>3. 受託研究契約の精算における過少請求について【農林水産センター】（P39 指摘②）</p> <p>水産試験場において、平成22年度における受託研究の中で、委託者に対する受託研究費の過少請求となっているものがあった。これは、費目間の流用が認められるにもかかわらず、費目間の流用を行わずに、受託研究費の請求を行った結果、本来受け取ることができる金額に比べて過小請求となっている。</p> <p>水産試験場の説明によると、金額が僅少であること、及び事務処理が煩雑になることから費目間の流用は行わずに、受託研究費の請</p>	<p>昭和63年4月1日付け出第1号和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第28条第5項の規定に従い、書き損じ等で未使用となった領収証書についても、発行済み領収証書の控えとともに全て保管し、連番管理を行うように改善した。</p> <p>受託研究契約においては、契約書内容を周知させるとともに、研究推進室においても受託研究予算の執行管理を行うなどチェック機能を強化し、必要な場合は、委託者と変更協議を行うなど受託研究費の適正な執行が行えるよう改善した。</p>

求を行ったとのことであった。影響額は16千円と確かに僅少ではあるが、契約書に基づいた正確な請求を実施すべきであったと考える。

【5】資産管理について

5. 家畜頭数管理について【農林水産センター】（P44 指摘③）

畜産試験場では家畜頭数について、手書きの物品出納簿及び物品管理システムによって管理しているが、平成22年度末時点における手書きの物品出納簿と物品管理システム上の台帳の数値に3頭の乖離が生じていた。

両者の不整合については、畜産試験場の説明によると、手書きの物品出納簿の数値が正しく、物品管理システムへの入力漏れがあったことが原因であるとのことであったが、これにより、年度末における県への報告にあたっては、物品管理システム上の数量が報告されるため、県に対して誤った報告が行われていたことになる。

今後の再発防止のため、物品管理システムへの入力にあたっての上席者によるチェックの実施、定期的な手書きの物品出納簿との照合の実施が必要である。

物品管理システムへの入力は、その都度、入力者以外に各部長が内容確認することとした。

また、月末ごとに副場長が手書きの物品出納簿と物品管理システムの数値の照合を実施することとした。